

[事案 2019-277] 新契約無効請求

・令和2年10月19日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から掛け捨ての保険であることの説明がなかったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年2月に契約した組立型保険および医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時に、子どもの将来の学費のために貯蓄型保険に入りたいこと、掛け捨ての保険には加入しないことを伝えた。
- (2) 募集人は、本契約の内容について一切の説明をしなかった。
- (3) 募集人は、申込時、本契約にかかる設計書や約款等を交付しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書やパンフレットを用いて、契約の内容について説明をした。申立人は、当初、自身を被保険者とする医療保険の必要性をあまり感じていなかったが、募集人の説明により、医療保険の必要性を理解して本契約の申込みをした。
- (2) 募集人は、設計書やご契約のしおりを申立人に交付している。
- (3) 申立人は当社との間で、平成27年10月に年金保険にも加入しており、その時のやり取りと本契約の勧誘の際のやり取りを、混同していると思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本契約を積立ができる学資保険のようなものと誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。